

板橋区在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置給付事業実施要綱

(令和4年4月1日区長決定)

(令和7年3月11日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、在宅人工呼吸器使用者に対し、停電時等における安全確保のため非常用電源装置を給付することにより、災害時の安全及び安心の向上に寄与することを目的とする。

(給付対象となる非常用電源装置)

第2条 給付の対象とする非常用電源装置は次に掲げるもののうち、いずれかとする。

(1) 自家発電装置

原則として外付けバッテリーの充電を目的とするものであって、介護者が容易に使用し得るものとする。ただし、人工呼吸器の製造又は販売を業とするもの（以下「業者」という。）により人工呼吸器の駆動のための電源として使用が認められているものはこの限りでない。

(2) 蓄電池

容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの又は停電時等における安全確保のための人工呼吸器専用の外付けバッテリーのいずれかとする。ただし、外付けバッテリーの場合、診療報酬に含まれる療養上必要なバッテリーは除く。

2 非常用電源装置に使用する燃料及びエンジンオイル、当該装置の修理等に要する費用については、使用者の負担とする。

(給付対象者)

第3条 非常用電源装置の給付対象者は、板橋区における在宅人工呼吸器使用者の名簿登録及び災害時個別支援計画作成等に関する事業実施要綱（平成24年12月5日区長決定）に基づき、区が支援計画を策定した在宅人工呼吸器使用者とする。ただし、他の公的制度により非常用電源装置の給付等が可能となる者は、第6条の給付台数上限との差分の給付対象者とする。

(給付の申請)

第4条 非常用電源装置の給付を希望する者（児童の場合は、当該児童の保護者。以下「申請者」という。）は、非常用電源装置給付申請書（別記第1号様式）に非常用電源装置の見積書を添えて、区長に申請するものとする。

(給付の決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請内容を審査の上、非常用電源装置の給付又は却下を決定するものとする。

2 区長は、非常用電源装置を給付することを決定した場合は、非常用電源装置給付決定通知書（別記第2号様式）及び非常用電源装置給付券（別記第3号様式。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

3 区長は申請の却下を決定した場合は、非常用電源装置給付申請却下決定通知書（別記第4号様式）を申請者に交付するものとする。

（非常用電源装置の給付）

第6条 区長は、非常用電源装置の給付を行う場合には、非常用電源装置の業者に委託して行うものとする。

2 区長は、前条の規定により非常用電源装置の給付を決定した場合は、業者に対し、非常用電源装置給付委託通知書（別記第5号様式）により通知する。

3 非常用電源装置の給付は、対象者1名について自家発電装置1台又は蓄電池2台までとし、自家発電装置と蓄電池は重複しないものとする。この場合において、この台数は他自治体・他の公的制度で給付等された非常用電源装置を含めることとする。

4 非常用電源装置の耐用年数は、自家発電装置の場合は納入日から6年間とし、蓄電池の場合は5年間とし、その期間中は再度の給付はしないものとする。ただし、区長が必要と認める場合はこの限りでない。

5 他の公的制度を利用することにより、給付等が可能な場合、先に他の公的制度を利用するものとする。

（費用の負担）

第7条 区は、給付に要する実費又は次に掲げる金額のうちいずれか少ない額（以下「負担額」という。）を負担する。

（1）自家発電装置 212,000円

（2）蓄電池 1個あたり104,000円

2 非常用電源装置の給付を受けた者（以下「受給者」という。）は、給付に要する費用が前項に規定する額を超える場合は、当該額を超える額を負担するものとする。

3 受給者は、非常用電源装置の引き渡し時に、当該非常用電源装置を納入する業者に対し、給付券を添えて、前項に規定する額を支払うものとする。

（区への報告及び請求）

第8条 業者は、受給者に非常用電源装置を納入したときは、給付券により区長に報告し、請求書を提出するものとする。

（区負担額の支払）

第9条 区長は前条の規定による請求があったときは、非常用電源装置の納入があったことを受給者に確認の上、負担額を業者に支払う。

（非常用電源装置の管理）

第10条 受給者は、申請時に虚偽及びその他不正な申請を行ってはならず、非常用電源装置を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。これらに反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

（給付台帳の整備）

第11条 区長は、非常用電源装置の給付の状況等を明確にするため、非常用電源装置給付台帳（別記第6号様式）を整備するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

注意事項

1. 非常用電源装置使用上の安全性について、医療機器取扱事業者と十分に相談すること。
2. 給付する非常用電源装置は、対象者1名について自家発電装置1台又は蓄電池2台までとし、自家発電装置と蓄電池は重複しないものとする。この場合において、この台数は他自治体・他の公的制度で給付等された非常用電源装置を含めることとする。なお、他の公的制度を利用することにより、給付及び取得が可能な場合、先に他の公的制度を利用するものとする。
 - (1) 自家発電装置
原則として外付けバッテリーの充電を目的とするものであって、介護者が容易に使用し得るもの。ただし、人工呼吸器の製造販売業者により人工呼吸器の駆動のための電源として使用が認められているものはこの限りではない。
 - (2) 蓄電池
容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの又は停電時等における安全確保のための人工呼吸器専用の外付けバッテリーのいずれかとする。ただし、外付けバッテリーの場合、診療報酬に含まれる療養上必要なバッテリーは除く。
3. 給付対象は非常用電源装置本体のみで、燃料及びエンジンオイルは給付対象としない。
4. 非常用電源装置の限度額は以下のとおり（いずれも消費税を含む額）とする。限度額を超える場合は、給付の際に超過負担額を業者に支払うこと。
 - (1) 自家発電装置 212,000円
 - (2) 蓄電池 1個あたり 104,000円
5. 非常用電源装置を納入する業者に、給付にあたり必要な情報を区から通知する。
6. 非常用電源装置の耐用年数は、自家発電装置の場合は納入日から6年間とし、蓄電池は5年とし、その期間の再度の給付はしない。
7. 申請時に虚偽及びその他不正な申請を行ってはならず、給付された非常用電源装置を給付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。違反した場合は、費用の全部又は一部を返還させることがある。
8. 給付後、所有者として非常用電源装置を適切に管理し、定期的に点検すること。
9. 非常用電源装置の給付時及び給付後必要に応じて調査を行うことがあるので、これに応じなければならない。

板橋区非常用電源装置給付決定通知書

(申請者) 様

板橋区長

先に申請のありました在宅人工呼吸器使用者に対する非常用電源装置の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年月日	年 月 日	
対象者氏名		対象者住所	板橋区	
給付する 非常用電源装置 のメーカー、 型式、規格等			総 額	円
			区負担額	円
			申請者が支払う べき超過負担額	円
納入業者	業者名			
	住所	電話		
<p>* 注意事項</p> <p>1 この通知書とともに交付された給付券は、所定の業者に提出して非常用電源装置の給付を受けること。</p> <p>2 超過負担額があるとき、非常用電源装置は、申請者が直接業者に支払うことを条件に給付されるものであるから、その額については、必ず非常用電源装置の給付を受ける前に支払うこと。</p> <p>3 給付された非常用電源装置を、給付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>4 3に違反した場合は、費用の全部又は一部を返還させることがある。</p> <p>5 非常用電源装置の給付時及び給付後必要に応じて調査を行うことがあるので、これに応じなければならない。</p> <p>6 非常用電源装置の耐用年数は、自家発電装置の場合は納入日から6年間とし、蓄電池の場合は5年間とし、その期間の再度の給付はしない。</p>				

板橋区非常用電源装置給付券

給付番号	第 号	給付券発行年月日	年 月 日
対象者氏名		生年月日	年 月 日
住 所	板橋区		
申請者氏名		対象者との 続柄	
給付する 非常用電源装置 の規格等		総額	円
		申請者が 支払うべき額	円
		公費負担額	円
納入業者	業者名		
	住所	電話	
給付券の有効期限			
受給者が業者に 提示する期限	年 月 日	業者の公費支払 請求期限	年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日			
板橋区長			
受領業者名		納入年月日	年 月 日
申請者より 受領した額	円	受領年月日	年 月 日
非常用電源装置 受領者氏名	対象者との続柄（ ）	確認者職氏名	
その他特記事項			

別記第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

板橋区非常用電源装置給付申請却下決定通知書

様

板橋区長

年 月 日に申請がありました在宅人工呼吸器使用者に対する非常用電源装置の給付につきましては、審査の結果、申請を却下することに決定しましたので通知します。

（却下理由）

板橋区非常用電源装置給付委託通知書

（委託業者） 様

板橋区長

非常用電源装置の給付について、下記のとおり委託することが決定しましたので、通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年月日	年 月 日
対象者氏名 (フリガナ)		納期限	年 月 日
住 所	板橋区 電話番号		
非常用電源装置 のメーカー、 型式、規格等			
費用の総額	円	公費負担額	円
申請者負担額	円		

